




charles river

輸入 Rodents &
ジャクソン研究所 HP ガイド

2019

Import Rodent Models

輸入実験動物事業（マウス / ラット）

日本チャールス・リバーは海外の貴重な実験動物リソースを輸入供給しています

- チャールス・リバーグループの実験動物リソース（マウス / ラット / モルモットなど）
- The Jackson Laboratory（米国ジャクソン研究所）の実験動物リソース（マウス）

その他以下の事業もご提供しています

- 国内生産実験動物（マウス / ラット）
- 遺伝子改変動物の作製・繁殖 受託サービス
- 国内受託試験サービス（探索・薬効薬理等）
- 海外受託試験サービス（探索・薬効薬理等）
- 海外受託試験サービス（安全性等）



CONTACT US

CHARLES RIVER LABORATORIES JAPAN, INC.

日本チャールス・リバー株式会社

お問い合わせ E メールアドレス
ホームページ

web_order@crl.com
www.crj.co.jp

カスタマーサポートセンター（受注窓口）

〒 222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6 イノテックビル 11 階 TEL : 045-474-9350 FAX : 045-474-9351

営業部（東日本）

〒 222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6 イノテックビル 11 階 TEL : 045-474-9350 FAX : 045-474-9351

営業部（西日本）

〒 569-0803 大阪府高槻市高槻町 5-25 北本ビル 1 階 C 号室 TEL : 072-686-6651 FAX : 072-686-6652

販売代理店につきましては、巻末の一覧をご参照ください

Charles River Laboratories

www.criver.com



チャールス・リバーグループのマウス/ラット/モルモット等を供給いたします。

保有する実験動物は、上記ホームページをご参照ください。

チャールス・リバーは直接実験に使用する実験動物を供給するコマーシャルブリーダーのため、基本的に供給した動物の繁殖はご遠慮いただいております。

※ご不明な点は弊社もしくは販売代理店までお問い合わせください。

The Jackson Laboratory

www.jax.org



The Jackson Laboratory の保有する貴重なマウスリソース (JAX® Mice) を供給いたします。

チャールス・リバーグループは 2001 年にヨーロッパ 22 カ国およびアジアでの JAX® Mice の国内生産供給 / 輸入マウス供給 / 凍結受精卵供給について契約を締結しました。日本チャールス・リバーは日本国内唯一の JAX® Mice 代理店です。

The Jackson Laboratory は非営利・独立の研究機関ですので、輸入 JAX® Mice の繁殖は認められています。ただし、自家繁殖を続けると垂系化して元のコロニーと特性に差が生じる可能性が否定できませんので、定期的に The Jackson Laboratory の元コロニーより動物を導入する事をお勧めいたします。

また、JAX® Mice を繁殖や他のサービスを提供させるために第三者へ提供することは認められていません。

JAX® Mice の繁殖等サービスを委託される場合には、日本チャールス・リバーへご委託ください。

< JAX® Mice について実施可能な事項例 >



- ・お客様施設内での自家繁殖
- ・および他系統との掛け合わせ
- ・学内研究支援サービス等の利用
- ・学内での動物移動

< JAX® Mice について実施不可な事項例 >



- ・学外への分与
- ・学外への持ち出し
- ・学外受託業者への繁殖・試験委託

なお、第三者のライセンスがある系統については、当該ライセンスの使用条件が追加されます。

※ご不明な点は弊社もしくは販売代理店までお問い合わせください。

目次

CONTENTS

1. お問い合わせ / 見積依頼	4	4. 検収	6
使用用途		納品後の動物の確認事項	
連絡必須事項		納品時死亡等のご対応	
見積算出		5. 米国ジャクソン研究所ホームページガイド	7-8
2. ご注文	5	6. JAX®Mice、製品およびサービスのご利用	9
キャンセル		にあたっての注意点	
納品予定日		7. 一般販売条件（「本条件」）	10-11
機関内承認手続き（遺伝子改変動物の場合）		8. 販売代理店	11
輸入動物届出制度			
3. 納品	6		
輸送条件			
納品後の動物の取り扱い			

1. お問い合わせ / 見積依頼

■ 使用用途

- 使用用途は試験・研究用途のみに限らせていただいております。その他の目的でご使用される場合にはご注文をお受けしかねます。
- また、販売目的の繁殖や第三者への譲渡をお断りしております。

■ 連絡必須事項

(1) お名前、(2) ご所属、(3) ご連絡先 (Tel, Fax, E-mail)、(4) 系統名 ※または系統を特定できる情報、Stock Number など、(5) 生産業者名、(6) 性別、(7) 週齢または体重範囲 ※指定をお受けできない場合がございます、(8) 匹数 ※ブリーディングペアの場合はペア数、(9) 希望納期 ※指定をお受けできない場合がございます、(10) 納品場所、(11) その他特記事項など。

- 動物の匹数：国外からの輸入には輸送に長時間を要するため、輸入 Rodents へのストレスを考慮して、ご注文の最小単位は同一性・同一遺伝子型単位にて2匹以上、または2ペア以上としております。
- 複数の系統の同時納品：(JAX® Mice) 供給レベルが Readily Available と Available Now の系統は、供給が可能な動物を定常的にストックしておりますので同日に納品が可能です。ただし、Availability が Repository-Live (維持繁殖)、または Cryorecovery (凍結保存) に該当している系統は、お客様から正式注文をいただいた後に供給用動物の在庫引き当てや生産を開始いたしますため、同日に納品することはできません。
- 動物の情報：輸入 Rodents に関する十分な基本情報をご提供できない場合がございます。また、ブリーダーや系統により、体重推移等の基本的な情報であっても、ご提供できない場合がございます。

■ 見積算出

- ご依頼毎のお見積りになります。
- 正式注文後でも、以下の事由により価格の変更をお願いする場合がございます。
 - ・複数回に分けて動物を納品することになった場合
 - ・生産者が大幅な価格改定を実施した場合
 - ・大幅な為替変動が生じた場合
 - ・航空運賃や諸費用の大幅な価格改定が実施された場合
 - ・その他（悪天候や天災等を含む）やむを得ない事情が生じた場合
- 同じ系統でも輸入する匹数によって単価が変わります。
- 価格を構成する要素には動物本体の価格の他に、箱代、航空運賃、国内配送費用、輸入保険料、書類作成費用などの様々な費用が含まれています。これらの中には、動物の数量に関わらず、一回輸入する毎に掛かる費用や箱数によって加算される費用もあるために、購入する匹数によって単価が変動いたします。
- 微生物検査報告書：お見積り時に最新の微生物検査報告書をご案内申し上げます。検査項目や報告書の書式は生産者により異なりますので、報告内容はお客様ご自身による評価ならびにご判断をお願いいたします。

2. ご注文

キャンセル

- ご注文後のキャンセルはお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
- やむを得ない事情により、納期などの変更をご希望される場合には、納品前週の木曜日（木曜日が祝日の場合は前日の水曜日）までにご連絡をお願いいたします。

納品予定日

- 納品予定日等が変更されることがございます。
 - ・ 特に The Jackson Laboratory（米国）は非営利の研究機関として、寄託された数多くの系統の供給を担い、世界中の研究者の皆様により、7,000 系統以上の JAX® Mice を提供しております。一部の系統を除き、大半の系統が非常に小さなコロニーで生産を行っているため、納品予定数を確保できない場合や納品予定日が延期される等の変更が生じることもございます。
- 正式注文時に納品日が決まらない事がございます。
 - ・ ご注文いただきました輸入 Rodents の供給状況によっては、納品日の前週に生産者より出荷日が通知されることが多々ございます。
 - ・ 弊社または販売代理店より納品予定日をご連絡させていただきました際には、速やかにお受け取りの準備をお願いいたします。

機関内承認手続き（遺伝子改変動物の場合）

- 法律に基づく機関内承認が必要ですのでご注意ください。
 - ・ 遺伝子改変動物を使用される際には、いわゆるカルタヘナ法（正式名称：遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）により、お客様の研究施設内での機関内承認が事前に必要となります。この手続きを怠ったまま遺伝子改変動物を使用されますと違法行為となる場合がございますので十分ご注意ください。手続きの方法はそれぞれの研究機関内ごとに定められていますので、各施設のご担当の方に直接ご確認ください。
 - ・ 法律遵守のためにも、遺伝子改変動物をご使用される際には、ご注文に先立ち、お客様の研究施設内における機関内承認手続きを必ず終了するようお願いいたします。
 - ・ 弊社または販売代理店からの法律に基づく遺伝子改変動物に関する情報提供は、正式注文後、ご注文毎にご案内しております。事故防止のためにも、弊社または販売代理店からの情報提供書類は必ずお受け取りの上、ご注文された遺伝子改変動物と相違ないこと、ご予約の拡散防止装置が適切であることをご確認ください。なお、同じ系統を複数回にわたりご注文いただく場合でも、ご注文の度に情報提供を行っております。
- The Jackson Laboratory（米国）のホームページには系統特性や導入遺伝子などの機関内承認手続きの際に、参考になる情報が数多く掲載されております。是非、ご活用ください。
- 病原性微生物の感染受容体を発現する遺伝子改変動物の使用や研究開発以外の目的に遺伝子組み換え動物を使用する場合など、系統特性や導入遺伝子の種類、お客様の使用用途により、大臣確認が必要なこともございますのでご注意ください。
- カルタヘナ法の詳細は、以下の文部科学省のホームページにてご確認ください。
<文部科学省ライフサイエンスの広場 / 生命倫理・安全に対する取組のホームページ>
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/carta_expla.html （2018年11月現在）

輸入動物届出制度

- お客様にお手間をお掛けする事はございません。
 - ・ 厚生労働省は、輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、2005年9月より「動物の輸入届出制度」を開始し、弊社が輸入するラット・マウスなど各種実験動物も届出対象に含まれるようになりました。
 - ・ 弊社または販売代理店にご注文を頂いた輸入動物の厚生労働省の検疫所への届出は、弊社が輸入元として全て一括して対応いたします。そのため、お客様にお手間を取らせる事はございませんので安心ください。
 - ・ なお、制度施行に伴い、新たに輸出国政府機関内発行の衛生証明書の添付が必要となりました。出荷間際でのご注文内容の変更がある場合には、衛生証明書の発行が間に合わずご希望に添えない場合がございます。輸入動物のご注文に際しましては、ご予約が決まり次第お早めにご依頼くださいますよう、お願い申し上げます。
- 動物の輸入届出制度の詳細は、以下の厚生労働省のホームページにて、ご参照願います。
<厚生労働省：動物の輸入届出制度について>
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000069864.html> （2018年11月現在）

3. 納品

輸送条件

- 国内生産の Rodents とは輸送条件が異なり、輸入 Rodents はフィルター付きの専用輸送箱にてお届けいたします。原則として輸送中に梱包を開封することはありませんが、空港及び航空機内では他の「Live Animal」等と同室に混載される貨物扱いでの輸入となります。稀にフィルターの損傷など、輸送箱の一部が輸送中に破損してしまう場合がございますが、航空会社への責を問うことは難しいため、可能な限り貴施設にてお受け取りくださいますようお願いいたします。また、お客様の動物施設への搬入時には、輸送箱の密閉が維持されていることや破損が無いことをご確認いただき、外表面の消毒をお勧めいたします。
- また、悪天候などの天災等により、航空機の到着時間の大幅な変更が生じた場合には、お客様へお届けする時間が夜間や、休日になってしまう場合がございます。時間外でのお受け取りのご協力をお願い申し上げます。

納品後の動物の取り扱い

- 輸入 Rodents の輸送には長時間を要しておりますので、動物に相当なストレスがかかっております。お届け後は輸入 Rodents の健康維持のため出来る限り速やかに、空調管理をされている施設内のケージに収容の上、新鮮な水と飼料を与えていただきますようお願い申し上げます。

4. 検収

納品後の動物の確認事項

- お届けいたしました輸入 Rodents がご注文内容と相違が無いことを、必ずご確認ください。
 - ・健康状態、性別、匹数など。また遺伝子改変動物につきましては、必ず遺伝子型のご確認をお願いいたします。

納品時死亡等のご対応

- お届けした輸入 Rodents が死亡していた場合には、速やかにご連絡をお願いいたします。
 - ・輸入 Rodents がお客様のご指定の場所へ納品された時点で、死亡（回復の見込みが無い著しい衰弱を含む）、規格の相違（性別の違い、遺伝子の違いなど）、数量不足などが確認された場合には該当匹数分の販売金額を差し引かせていただきます。但し、納品時に検収・検品作業が適切に実施されたうえで、納品 24 時間以内のご連絡をいただくこと、弊社書式の死亡報告書にご署名いただくことが必要となります。（納品日が金曜日の場合には、翌週の月曜日までとなります。）
- 代替の輸入 Rodents をご希望される場合は、有償になります。
 - ・可能な限りの最短納期にて手配をさせていただきます。しかしながら、新規のご注文として承ることとなり、配送費用、通関費用等が発生いたしますので、ご了承くださいませようお願いいたします。



5. 米国ジャクソン研究所ホームページガイド【https://www.jax.org/】

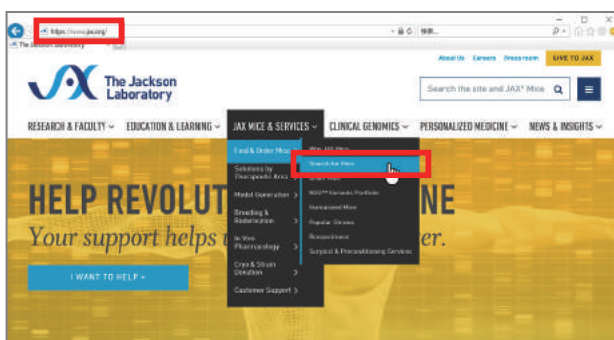
マウス・ラットの検索方法

米国ジャクソンホームページでマウス等を検索するには、以下の3通りの方法があります。

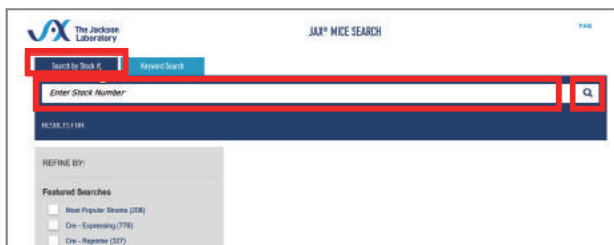
- 1 系統の番号から検索する
- 2 系統名、一般名、keyword から検索する
- 3 研究領域から検索する

1 系統の番号から検索する

- 1-1** ブラウザに <https://www.jax.org/> を入力します。
- 1-2** メニュー3番目「JAX MICE & SERVICES」より、「FIND & ORDER MICE」の中の「Search for Mice」をクリックして、「JAX® MICE SEARCH」ページを開きます。



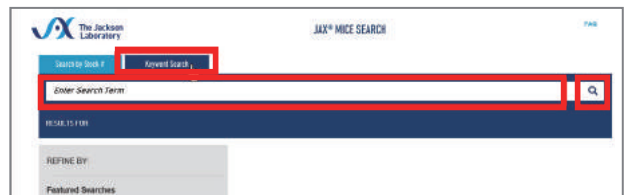
- 1-3** タブ左「Search by Stock #」をクリックし、その下のウィンドウ（Enter Stock Numberと表示されている空間）に直接希望系統の番号を入力し、右側の🔍マークをクリックして検索します。



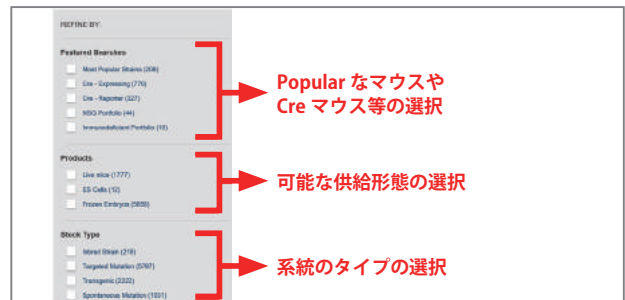
※米国ジャクソン研究所マウスは系統ごとに個別の番号で管理されており、それは「Stock Number」「Stock No. :」や「Stock #」と記載されています。

2 系統名、一般名、keyword から検索する

- 2-1** 米国ジャクソンホームページの「JAX® MICE SEARCH」ページを開きます。（前項目1-1、1-2参照）
- 2-2** タブ右「Keyword Search」をクリックし、その下のウィンドウ（Enter Search Termと表示されている空間）に直接キーワードを入力し、右側の🔍マークをクリックして検索します。



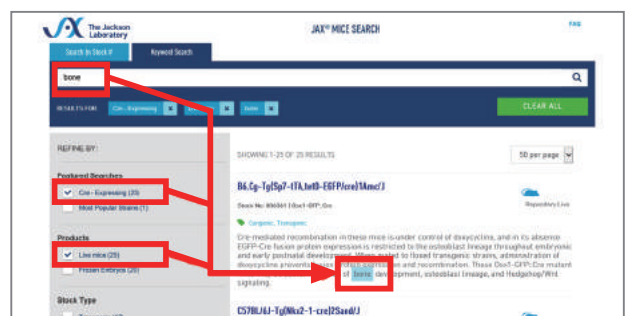
- 2-3** さらに左下グレー面には、様々なフィルターがあり細かく絞り込むことができます。



- 2-4** 【例】上記の方法で「Cle-lox mice」の中から「骨のCre」「生体で供給」のマウスを検索します。

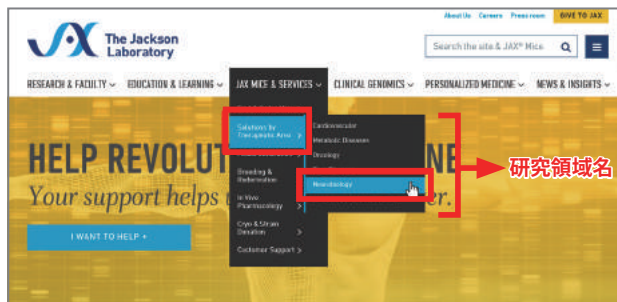
- Cre [Cre-Expressing]
- 骨 [Bone]
- 生体で供給 [Live mice]

上記3つのキーワード、フィルタリングを用いた検索結果（boneと表示されている系統一覧）の中から、ご希望の系統を探しお選びください。



3 研究領域から検索する

3-1 米国ジャクソンホームページのトップ画面 (<https://www.jax.org/>) に入り、メニュー3番目から「Solutions by Therapeutic Area」の右に表示される各研究領域を選びます。



【例】研究領域「Neurobiology」を選択した場合

3-2 各研究領域を選択すると、さらに詳細リストが表示されるので目的のリストを選択します。



【例】「Neurobiology」を選択した場合、10のリストが表示される

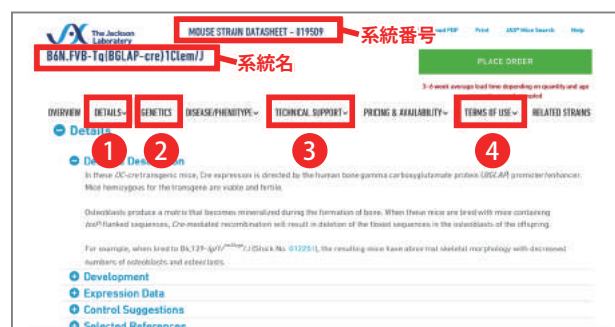
3-3 目的のリストをクリックし、研究目的のマウスを選びます。



【例】「RETT SYNDROME MOUSE MODEL RESOURCE」を選択した場合

各系統ページの情報の見方

実際のページ (<https://www.jax.org/strain/019509>) を使って、一つの系統情報の見方を確認してみましょう。



① DETAILS (詳細)

- [Development] 研究に使用されているマウス
- [Expression Data] マウス作製方法 (分子生物学、作製に使用された系統)
- [Control Suggestions] コントロール (ワイルドタイプ、同じ遺伝背景)
- [Selected References] 参考文献
Selected = オリジナルの研究報告とモデルと特徴付けている文献
Additional = この系統または非常に近い系統を引用した、または使用した他の研究による文献

② GENETICS (遺伝子)

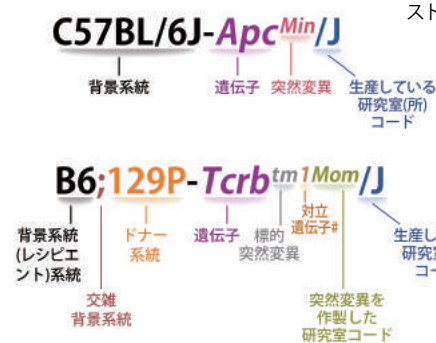
③ TECHNICAL SUPPORT (技術サポート)

④ TERMS OF USE (利用規約、使用制限など)

系統名の見方：マウスの命名法について

● 自然発生、標的突然変異の系統名

全ての既知のマウス突然変異はMGIにリストされています



● 標的突然変異の系統名



第 65 回日本実験動物学会総会 5 月 16 日 LS1 Andy Schile, PhD (米国ジャクソン研究所) 発表原稿より一部抜粋

6. JAX[®] Mice、製品およびサービスのご利用にあたっての注意点 (JAX[®] Mice, Products & Services Conditions)

JAX[®] Mice、製品およびサービスのご利用にあたっての注意点 (JAX[®] Mice, Products & Services Conditions) の最新版はご注文時に The Jackson Laboratory のサイト (www.jax.org) をご確認くださいませようお願いいたします。現時点の最新の JAX[®] Mice、製品およびサービスのご利用にあたっての注意点は以下のようになります。

< JAX[®] Mice 及びサービスのご利用条件 >

The Jackson Laboratory (以下「JACKSON」という) 由来のマウスを受領した各研究者ならびに各研究機関 (その従業員および当該機関の管轄下にある研究者を含む以下「受領者」という) は、JACKSON より受領したマウス、これらマウスの同系交配または雑種交配による子孫、これらマウスまたはその子孫の未修飾派生物を含め、これら (以下併せて「Mice」という) を、

(i) 受領者内での研究以外のいかなる目的のためにも使用せず、かつ

(ii) いかなる目的のためにも第三者に販売または提供せず、かつ

(iii) Mice に関する繁殖や他のサービスを提供させるためにいかなる代行者や第三者にも提供しないこと、

に同意していただきます。JACKSON から Mice を受領することは、本条件に同意したものと見なされます。本条件から逸脱するためには事前に JACKSON の文書による承認が必要になります。

< 責務の排除 >

JACKSON、その受託者・取締役・役員・従業員および関連組織は、製品の提供またはサービスの実施により生じたいかなる直接的、間接的、特別のまたは派生的な損害を含め、また経済的損害・財産損害・逸失利益を含め、および JACKSON における行為または過失により生じた損害を含め、いかなる場合にも、一切の行為の原因または損害について責任を負わないものとします。JACKSON から製品またはサービスを購入するにあたり、購入者または受領者は、上記の一切の行為の原因または損害について明示的に JACKSON に責任を求めないものとします。

Mice およびその生体材料は、法律に従い安全な方法でご使用ください。

上記は、JACKSON の製品およびサービスに適用される一般的な利用条件を表示したものです。これらに加え、JACKSON の Web サイト、カタログ、価格表、契約、および/またはかかる製品・サービスに関するその他の文書において、特定の製品およびサービスの特別な利用条件が個別に定められる場合があり、これらの特別な利用条件もまた、JACKSON およびそのライセンサー・販売店によるかかる製品の販売およびサービスの提供に適用されるものとします。

製品またはサービスの受領は、これらの利用条件に同意いただいたものと見なされます。

購入者または受領者により送付されたいかなる注文書その他の文書で、本書の利用条件を改変し得るものは、JACKSON を一切拘束しないものとし、その代わりに、個別に定められた特別な利用条件を含め本書に定められた利用条件が JACKSON による製品の販売またはサービスの提供に適用されるものとします。

JAX[®] は The Jackson Laboratory の登録商標であり、無断使用は禁止されております。

< 保証の排除 >

Mice、製品またはサービスは、“あるがまま”の状態で提供されます。JACKSON は、製品またはサービスについて、商品性・特定目的のいかなる黙示の保証またはいずれの特許権・商標権・その他の知的財産権も侵害していない旨のいかなる保証を含め、明示または黙示を問わず、または法令のいかなるものを問わず、一切の保証を排除いたします。

Mice、製品またはサービスの受け取り 90 日以内に購入者から文書により、JACKSON の製品またはサービスに、JACKSON の瑕疵が明らかな問題によりご満足頂けなかった場合、製品またはサービスの交換、もしくは代金の返金により対応させていただきます。

通常は代金の返金とさせていただきます。これらは購入者に対する唯一の救済であり、JACKSON はこれ以外の表明を行うことはありません。



7. 一般販売条件（「本条件」）

日本チャールス・リバー株式会社およびその関連会社（「当社」）は、当社の請求書、見積書、プロトコル、個別委託注文書、基本取引契約書等（「本契約書」）に記載された製品（「本製品」）および業務（「本業務」）を提供し、当社のお客さま（「本顧客」）は、本契約書に定める仕様に基づき、本条件に従い、本製品および本業務の提供を受けるものとします。本条件は、また、本顧客が将来に亘って提供を受けるすべての製品および業務にも適用されます。

1. 適用範囲

本製品と本業務の販売、購入は、(a) 以下の本条件に準拠し、(b) 本条件に対する本顧客の同意に基づいた明確な条件のもとで行われます。本顧客が本製品または本業務の提供を受領することで、本条件へ同意したものと見なされます。注文書または見積依頼書、もしくは本顧客の標準的な契約条件を逸れる、または補ういかなるものも含む、本条件を無効化または修正を意図する他のいかなる書類も、当社による書面での明確な同意なしに、当社を拘束しないものとします。ただし、適用法（以下に定義される）の適用規定によって補完されることで別途規定される特別な契約条件などを含む本条件が、当社による本製品と本業務の販売に限り適用されるものとします。これは、本顧客の標準的な契約条件の矛盾や追加条件を承知しているにもかかわらず、当社が本製品を引き渡す、または本業務を提供する場合にも適用されます。

2. 本製品の提供および本業務の実施

当社は、本製品の提供および本業務の実施がなされる場所において適用される、一切の法律、規則、および規制（「適用法」）を遵守します。本契約書が修正されることにより、当社が追加または異なる作業を行う必要がある場合、当社は、当該作業を実施することができ、両当事者が相互に合意した金額を請求させていただきます。本契約書は緊急時には本顧客の承認を得ることなく変更される場合があります。ただし、当社が本顧客の口頭での承認を得るために商取引上合理的な努力を事前に尽くした場合には限り、事後に本顧客に書面で確認いたします。両当事者は、当社が本契約書に従って本業務を提供する過程において、本契約書の変更に至らないか、それを必要としない手続変更で、当社が本業務を十分に履行する上で必要と見なされ、本契約書作成時には予見できなかった変更の結果として、当社が追加費用を支出する可能性があることを確認します。当該手続変更が発生した場合、当社は、当該変更を実施する前に本顧客に通知し、その必要性と追加費用について本顧客の同意を得よう努めます。当社が、事前に本顧客に連絡できなかった場合、本顧客は、本業務を完遂するために当社が必要な変更に着手し、当該手続変更およびその必要性の説明を行った上で、本顧客から追加費用を請求する権利を有することに同意するものとします。

3. 使用の制限および繁殖の制限

本顧客は、チャールス・リバーが包括的なヘルスマニタリング、バイオエクスクルージョンおよび品質管理プログラムに従事していることを理解しています。本顧客は、このプログラムの結果は、サンプリングのタイミングと有効性に関する適時的な情報のみを提供し、また当社のプログラムは、本顧客自身によるヘルスマニタリングおよびバイオエクスクルージョンプラクティスの代替物ではないことに同意します。当社は、出荷時に当該製品に感染性物質やその他の欠陥がないことを保証しません。当社は、本顧客へのモニタリングおよびテストのサポートについて、その提供が可能であること、ならびにその標準手数料を支払うことを条件として、本顧客の書面による要請に応じて、そのサポートを提供します。本製品は、本顧客によって、安全な方法で、すべての適用法を遵守して使用されるものとします。本顧客は、当社から購入するすべての動物、繁殖して得られた当該動物の子孫（当該動物またはその子孫、新たに遺伝子組み換えが行われていない派生物を含む）（「モザール」）を、(i) 適用法を遵守する本顧客の社内研究以外の目的で使用してはならず、(ii) 販売もしくはいかなる目的であっても繁殖してはならず、または使用目的を問わず第三者に提供してはならず、(iii) 繁殖その他のサービスを提供する目的で、代理人、代理店または他の第三者に提供することはできません。ただし、当社が、本顧客に書面で事前に承諾した場合を除きます。本製品の購入により、本顧客による研究、特に本契約書に従って実施される研究の範囲内で、本顧客が本製品と一部の部品を本顧客の社内で使用できる譲渡不可およびサブライセンス不可の非独占的権利が、本顧客に譲渡されます。本顧客は、商業目的で、本製品およびその一部または本業務を第三者に売却、譲渡、または提供することはできません。「商業目的」とは、現金またはその他の報酬を対価とする活動を意味し、(1) 本製品またはその一部、もしくは製造工程上本製品またはその一部を使用して製造された材料を使用すること、もしくは、サービス、情報またはデータを提供すること、もしくは臨床、治療、診断または予防目的で活動すること、(2) 本製品またはその一部、もしくは本製品またはその一部を使用して製造された材料を販売すること（研究での使用を目的とする販売であるか否かにかかわらず、当社からライセンスを受けた販売業者を除く）を含み、これに限りません。上記の制限は、当社が提供する本製品および本業務の性質と取り扱ひの難しさを考慮した上で、当社が要求するものです。当社が、本製品またはその用途に関する特許権その他の知的財産権に対して所有権または支配権を有する（およびサブライセンス権を有する）範囲において、当該権利は、前述の通り明確に許可された施設内での購入した本製品のみで使用に限り、限定的、取消可能、非独占的、譲渡不可、およびサブライセンス不可の条件の下で本顧客に許諾されます。本顧客が前述の制限を遵守しなかった場合、当社が実施可能な他の救済措置に加えて、前述の条件の下、許諾された使用権も自動的に無効となります。

4. 対価

両当事者間に別途の合意がない限り、価格は出荷日時時点の価格表に定める通りとし、当該価格には適用される諸税および保険料は含まれません。価格表は、毎年当社が改定する場合があります。本顧客は、本契約書の規定に従って当社にお支払いいただくものとします。すべての請求書の支払期日は、請求日から30日目とし、いかなる減額も行わず、本顧客は提示されたすべての請求額を支払うことに同意するものとします。本顧客は、支払いの保留、留置権の行使、または反訴を行わないものとします。ただし、本顧客の反訴が管轄裁判所によって最終的に審判されるか、当社が書面によって承認した場合を除きます。支払期日までに本顧客が支払っていない全額について、関連支払期日から支払いが完了するまで、年率14.6%より低い利率かつ適用法上可能な最高利率での利息が発生します。本顧客が、支払期限までに支払いを行わない場合、当社は、本製品の提供または本業務の作業を中断または中止する、または要請された報告書その他提出物の留保を決定することができます。契約解除、遅延、または解約に関して適用される費用はすべて、本契約書に規定するものとします。当社の判断において、本顧客の財務状態が不安定な場合、または本顧客の財務状態が重度に悪化した場合、当社は、本製品または本業務を提供する前に、適切とみなす支

払いその他保証を要求する権利を有します。

5. 被験物質

本顧客は、当社に関連する仕様のサービスを遂行するための微生物学および遺伝学データを含む十分な量の化合物、道具、動物、物質、機器（「被験物質」）を提供するものとします。本顧客は、被験物質の属性、強度、純度、安定性、構成またはその他の特徴、適切な保管要件ならびに安全な取扱要件を当社に知らせるために必要とされる、製品安全データシートまたはそれに相当する文書を含む、完全かつ正確なデータを当社に提供するものとします。

本顧客は、当社に、被験物質の合成、製造または誘導の方法について文書に記録した旨を証明するものとします。当社への被験物質の送付に関連するすべての費用は、本顧客の負担とし、当社は、運送中の被験物質の損失、損害または損壊について何ら責任を負わないものとします。本業務に関連して使用されるすべての被験物質および本製品は、引き続き本顧客の財産とします。

6. 報告

当社は、本契約書の取り決めに従って、本業務の状態および進捗について完全かつ正確に記録します。当社は、本契約書に指定された情報を含む報告書またはデータを提供します。すべての報告書は、当社の標準書式で作成されます。当社および本顧客は、相手方の書面による事前の承諾（不当に留保してはならない）をなくして、当社が本顧客のために作成した報告書またはデータを公開しないものとします。当社がデータ、記録、報告書その他文書について電子的アクセスを提供し、本顧客が当該電子的アクセスを使用することを決定した場合、当該電子的アクセスは、当社の標準アクセス条件（要請により提出）に準拠するものとします。

7. 査察

合理的な事前の書面による通知を受けた場合、通常の営業時間内において、当社は、本顧客が当社による本業務の履行を確認する目的で、本業務が遂行される当社施設への本顧客の訪問を許可します。ただし、当社のバイオセキュリティ措置に従い、当社の営業要件を考慮し、当社建物での業務の妨げとならないことを条件とします。当社は、本顧客に提供する本業務に直接影響する当社施設の規制上の検査が実行される場合、速やかに本顧客に通知するものとします。

8. 所有権

本製品の提供または本業務の遂行に関する発明、技術および知的財産、テクノロジー、商業上および業務上の秘密は、特許取得済みまたは登録済みか否かにかかわらず、当社の排他的財産であり、将来に亘って排他的財産であり続けます。これには、現在および将来の文書、科学データおよび技術データ、試験手順、その他当社が所有するまたはライセンスを受けた、かつ本条件に基づいて開発されたものではない情報を含み、かつこれらに限定されません。当社は、一般的に積み上げられた背景データを使用する権利を有します。

本契約に基づいて本顧客が提供した情報または情報（新たなデータ、用途、製法または組成を含み、かつこれらに限定されない）に直接関連する、開発または作成されたデータ、発見または発明は、本顧客の排他的財産とします。当社は、当該データ、発見または発明にかかわる特許、著作権その他の財産権を本顧客が確保するうえでこれを支援します。本顧客は、当社が当該データ、発見または発明に係るすべての権利、権原および利益を本顧客に付与するために合理的に要請されるすべての行為を標準的な費用で実行することに同意します。かかる本顧客の権利の確立に関連するすべての費用は、本顧客が負担します。

9. 記録

本製品によって作成されたすべての報告書および補助的文書（「本資料」）は、本顧客の財産とします。本契約書に別段の定めがない限り、本顧客が書面で要請した場合、当社は、最終報告書の日付の後1年間、または適用法により要求されるそれよりも短い期間、本資料を保管するものとします。当該期間終了時に、当社は、本資料の処分を(a) 本資料の保管期間の延長、(b) 本顧客の費用負担の下で本顧客への本資料の返却、または(c) 本顧客の費用負担の下で本資料のいすれかから決定するために、本顧客に連絡するものとします。本顧客が当社に本資料の保管継続を要請し、当社がこれに同意した場合、本資料の保管費用を、当社のその時点での価格表に記載された価格または本契約書で定められた価格で、本顧客に引き続き請求いたします。本顧客が、当該指示を出さなかった場合、当社は本顧客に通知し、当該通知から30日以内に当該指示がされなかった場合、当社は、本資料の保管を継続するか、または本顧客の費用で本顧客に本資料を返却するかを選択することができます。本顧客は、本資料が本顧客に返却されるまで、本資料の保管費用について責任を負います。本資料が本顧客に向けて運送される間、本資料にかかわる損失や暴露のすべてのリスクは、本顧客が負担します。

本資料が特別な保管要件を必要とする場合、保管のための追加料金を算出し、本顧客に請求されるものとします。請求書は、毎年事前に発行され、受領時点で支払う義務が生じます。

10. 保証

本顧客は、本顧客が本契約に基づき当社に提供する被験物質およびそれに関連する知的財産に対するすべての権利、権原および利益を保有すること、ならびに当社による被験物質の使用が第三者の権利を侵害しないことを保証します。当社は、本製品および本業務が本契約書に記載された仕様および適用法に準拠することを確認します。当社は、本業務の結果が、その提出先の法規または政府機関によって承認可能であること、また、本業務の結果によって、本顧客が、被験物質またはその他製品および業務をさらに開発する、市場に出す、またはその他の方法で利用するようになることも保証または表明しません。本条件に規定された当社による保証は、商品性、特定目的への適合性、本顧客の目的への本製品および本業務の適合性、本顧客の業務への本製品および本業務の影響、または特許、商標その他の知的財産権の非侵害に関する黙示の保証を含むがこれらに限られない、その他一切の明示、保証、表明、黙示、または法定の代わりになるものとします。本保証の違反に対する申し立ては、本製品の納品後、または本業務の完了後10日以内、当社に書面で行われなければならない。その後は、本製品または本業務は最終的に受領されたものと見なされます。危険負担および本製品の権原は、本製品が当社の施設を離れたか、一般運送業者に引

き渡された時点で、本顧客に移転します。

11. 責任の制限

当社は、罰金または予定損害賠償金、または特別損害、間接損害、結果的損害、懲罰的損害、または付随的損害（逸失利益を含むがこれに限られない）について、当該損失額または損害額が契約違反、保証違反、不法行為、過失、厳格責任その他の原因に起因すると特徴づけられるか否かを問わず、たとえ当社が当該損失額または損害額の可能性について知らされている場合でも、またそれらが予見できていた場合でも、責任を負いません。

当社の責任は、訴訟の形式にかかわらず、実際の予想可能な損害額に限られ、当該責任が発生する根拠となる本製品または本業務に対して支払われた総額を上回らないものとします。当社は、本顧客または第三者の意思に基づいて被験物質またはそれに関連する派生物、製品をさらに研究、開発または販売すること、または被験物質、本製品もしくは本業務またはそれに関連する派生物、製品もしくはサービスを使用することから発生する、またはそれに関連して発生する損害について責任を負いません。この項に定める制限を条件として、当社が上記に定める保証に違反した場合、当社の唯一の責任および本顧客の唯一の救済は、当社が本製品を交換するか、それに関する補償を行うか、違反による影響を受けた作業または本業務の一部に関連仕様に適合させることとします。

12. 補償

本顧客は、当社、その親会社、子会社、および関連会社、ならびにそれらの取締役、役員、社員ならびに代理人を、以下の事項またはそれらに関連して起こる、または起因する請求、要求、訴訟、措置、訴訟、損失額、損害額、罰金および合理的な専門家の費用を含む債務（「本請求」）から防護し、補償し、救済し、免責します。(a) 本顧客、またはその販売代理店、協力者、サプライチェーン、代表者、または代理人による、本業務の実施または本製品が使用された研究、開発、製造、流通、使用、販売または処分、(b) 第三者の特許権その他の知的財産権の侵害、またはそのノウハウまたは企業秘密の不正使用もしくは悪用、(c) 本顧客の重大な過失、故意の不法行為または契約の違反、(d) 当社施設を訪問中または本顧客への本製品の引き渡し後に発生した本製品との接触に関連する人身傷害。ならびに、本顧客は、最終判決までにすべての適切な上訴を行った後、当該補償対象者に費用と損害額が課された場合、それを支払います。ただし、当社への通知から5日以内に、本顧客が当該請求について書面により通知されること、ならびに請求の防御および/または和解のための情報、合理的な支援、および単独の権限が付与されることを条件とします。

13. 保険

各当事者は、契約に基づく権利または潜在的な責任（該当する場合、労災保険を含むがこれに限られない）および企業包括賠償責任を十分に補償する保険を付保するものとします。

14. 秘密保持義務

本製品の提供または本業務の遂行過程で、当社および本顧客は、専有情報および秘密情報を開示する場合があります。両当事者は、書面で、当該情報を秘密情報および/または専有情報として特定するものとします。一方当事者が、他方当事者に、秘密情報を口頭で開示しようとする場合、開示当事者は、(i) 開示前に、他方当事者に開示の秘密性を警告し、(ii) 他方当事者に、当初の開示から10日以内に、秘密性と当該の開示内容を書面で通知します。各当事者は、適用法によって当該情報の開示を要求されない限り、当該情報の秘密性を維持するために商取引上合理的な努力を尽くし、無許可の開示または発表を妨げるために合理的かつ適切な措置を講じるものとします。いずれの当事者も、他方当事者の専有および/または秘密情報を、契約の履行以外の目的で使用しないものとします。

本項に定める守秘義務は、契約の終了もしくは満了後5年間存続するものとします。本項の秘密保持規定は、(i) 開示当事者から受領した時点で、受領当事者がすでに知っていた情報、(ii) 受領当事者が第三者から受領した情報で、当該第三者は開示禁止義務の下で、開示当事者から直接または間接に入手したのではない情報、(iii) 受領当事者による契約の違反によらずに、公知となるまたはその他の方法で公有に属することになる情報、(iv) 開示当事者が提供する情報を参照または依拠することなく、受領当事者によって独自に開発された情報、または (v) 適用法または政府規制を遵守するうえで、受領当事者に開示を要求された (v) については、当該秘密情報が開示の要請を受けた場合のみ) ただし、受領当事者が開示当事者に当該開示に関して迅速な書面による通知を行い、開示当事者による当該開示の回避および/または開示範囲の最小化に対する合理的かつ法的な措置に協力することを条件とします。

15. 解除

本契約書に別途規定されている場合を除き、本顧客は、当社に30日前までに書面による通知を行うことによって、随時、理由なく本契約を解除する権利を有します。当該解除の場合、当社は、解除効力発生日までに提供したすべての本製品または本業務について、取消不能の形で約束された費用および本契約書に規定された取消料金または解除料金などの、本業務の停止に関連して発生した追加費用とともに、支払いを受けるものとします。

いずれの当事者も、他方当事者による本契約条件の重大な違反について、当該違反が、30日以内に、被不履行当事者の合理的な満足が得られるまでに救済されない場合、これらの契約条件または本契約書を随時、場合に依りて、他方当事者への30日前の書面による通知によって、解除することができず。

解除時には、いずれの当事者も、(i) 解除日までに発生した債務、および (ii) 契約条項により、解除後も存続する守秘義務、記録保存、規制遵守、知的財産、および免責規定などの義務を除き、さらなる義務を負うことはありません。

16. 不可抗力

本条件に基づいて支払われるべき金額の支払いに関する場合を除いて、いずれの当事者も、火災、洪水、地震、ハリケーン、爆発、病気、汚染、ストライキ、テロ行為、戦争、反乱、通商禁止、政府の要求、民事または軍事的権限行使、動物擁護活動、その他天災、またはその発生が当該当事者の全体または部分責任ではなく、当該当事者による合理的な支配を超えている、または当該義務の履行が妨げられる、または遅延される場合は、当該義務の不履行とは見なされないものとします。

17. 適用法および紛争解決

本条件および本製品および/または本業務の販売から生じる、またはこれに関連する紛争は、デラウェア州法に支配され、それに基づいて解釈され、国際的物品売買契約に関する国連条約を除き、その他管轄地域の法の適用を要求する法律原理の選択を顧慮しないものとします。

両当事者は、本条件に起因して、もしくはそれに関連して発生した論争、請求または係争を協議によって解決しようとするものとします。協議が成功しない場合、論争、請求または係争は、両当事者に合理的に受け入れられる条件で第三者の調停に付託されるものとします。当該請求、論争または係争が調停によって解決されない場合、一方当事者の書面による要請によって、当該請求、論争または係争は、仲裁に付託されるものとします。当該仲裁は、マサチューセッツ州ボストンにおいて、英語で行われ、必要に応じて、随時、国連国際商取引法委員会仲裁規則に従って実施するものとします。手続きの記録および写しは保管されるものとします。裁定は、書面で、合理的な詳細情報、事実の認定、および裁定を裏付ける法律の結論によって作成されます。仲裁人委員会の過半数での判断を仲裁人の決定とし、これは当事者のどちらか一方が仲裁へ参加しないか、参加を拒否するか否かにかかわらず、拘束力を有します。仲裁人は、専門家費用および弁護士費用を除く、当該仲裁の費用について決定するものとします。

18. 雑則

一方当事者から他方当事者への通知は、すべて書面によるものとします。通知は、インターネットでの伝達、翌日配達宅配便、または配達証明郵便によるものとし、受領書の返送が要請されます。すべての通知は、受領時に有効となります。当社の本顧客に対する業務関係は、独立契約人の関係であり、パートナーシップ、合併事業、雇用者、代理人、またはその他の種類の関係ではありません。本条件および契約に基づく権利および義務は、他方当事者からの書面による事前の同意がない限り、譲渡または委譲することはできません。

本条件は、本契約と合わせて、両当事者間の完全な合意および理解を定め、口頭であるか書面であるかを問わず、本条件の主題に関して事前に行われたすべての意思表示、交渉、文書、同意、および理解とみなします。

本条件に含まれる1つもしくは複数の規定に、何らかの理由で無効、違法または強制不能な事項が含まれている場合、その無効性、違法性、または強制不能性は、その他の当該本条件に影響を与えず、かつ他のすべての条件は引き続き完全に有効であるものとします。

19. 知的財産

Charles River[®] ならびに Charles River Laboratories[®] は、Charles River Laboratories, Inc. の登録商標です。VAF/Plus[®]、VAF/Elite[®]、BlastoKit[®]、CD[®]、CD-1[®]、CFW[®]、Gnoto-safe[®]、SHO[®]、THE POUND MOUSE[®]、Multiplexed Fluorometric ImmunoAssay[®] (MFIA[®])、I-CRYO[®]、EZ-Spot[®]、Laboratory Testing Management[®]、および MAX-BAX[®] は、Charles River Laboratories, Inc. の登録商標です。CDFM[™]、CF-1[™]、EAD[™]、PRIA[™]、Sew Easy[™]、ICM[™]、および LTM[™] は、Charles River Laboratories, Inc. の商標です。The Source[™] は、Charles River Laboratories, Inc. のサービスマークです。Sprague Dawley[®] は、インディアナ州インディアナポリスの Harlan Sprague Dawley, Inc. の登録商標です。SD[™] は、Harlan Sprague Dawley の商標です。Fox Chase SCID[®] は、Fox Chase Cancer Center の登録商標です。Fox Chase CB17[™] は、Fox Chase Cancer Center の商標です。HydroGel[™] は、ClearH2O[®] の商標です。Immortomouse[®] は、Ludwig Institute for Cancer Research の登録商標です。TARGATT[™] は Applied StemCell の商標です。Polymerase Chain Reaction (PCR) 分析は、Roche Molecular Systems, Inc. および The Perkin-Elmer Corporation によって使用許諾された取り決めに従って実施されます。Microsatellite 分析は、Marshfield Clinic によって使用許諾され取り決めに従って実施されます。Purina #5008 は、Nestle Purina Petcare Company の商標です。Research Diets は、BioDAQ[™] の商標です。genOway[™] は、フランス、リヨンの、genOway S.A. の登録商標です。OpenArray[™] は、Biotrove, Inc. の登録商標です。RODAC[™] は Becton, Dickinson and Company の登録商標です。TaqMan[™] は、Roche Molecular Systems, Inc. の登録商標です。2015年 © Charles River Laboratories, Inc. の登録商標です。

20. JAX[™] マウスの販売について

JAX[™] マウスの販売は、Jackson Laboratory の利用規約に準拠します。詳細は以下をご参照ください。
<https://www.jax.org/about-us/legal-information/terms-and-conditions-of-product-use>

8. 販売代理店

北海道地区	オリエンタル酵母工業株式会社 東日本バイオ営業部 札幌支所	TEL : 0120-509-508 FAX : 011-222-0755 E-mail : oyc-tbo@nisshin.com
東北・関東・東海・甲信越地区	オリエンタル酵母工業株式会社 東日本バイオ営業部	TEL : 0120-509-508 FAX : 03-3968-1196 E-mail : oyc-tbo@nisshin.com
北陸・中部・近畿地区	株式会社オリエンタルバイオサービス	TEL : 075-322-1177 FAX : 075-322-0232 E-mail : obskyoto@nisshin.com
関西・四国・岡山・沖縄地区	オリエンタル酵母工業株式会社 西日本バイオ営業部	TEL : 06-6338-1095 FAX : 06-6384-7692 E-mail : bioosaka@nisshin.com
中国・九州地区	株式会社ケービーティーオリエンタル	TEL : 0942-81-2400 FAX : 0942-81-2401 E-mail : kbto-01@nisshin.com

charles river